

社会福祉法人が策定する社会福祉充実計画（原案）に関する「地域協議会」について

1 地域協議会とは

(1) 位置づけ【根拠：社会福祉法第55条の2第6項】

社会福祉法人が策定する「社会福祉充実計画」[下記2参照]の原案に「地域公益事業」[下記3参照]の実施に関する内容が含まれている場合に、その内容（地域のニーズに応えるものであるか、など）について意見を求められる機関として設置される。

(2) 構成員

学識有識者、保健医療福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、自治会等地域住民の代表者、ボランティア団体、社会福祉協議会、福祉行政職員などによる構成が想定されている。

(3) 役割（協議事項）

地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人からの要請に基づき市が開催し、以下の点などについて協議する。

- ① 地域の福祉課題
- ② 地域に求められる福祉サービスの内容に関すること
- ③ 社会福祉法人が実施を予定している地域公益事業に関する意見
- ④ 関係機関との連携に関すること

(4) 飯塚市としての設置方法【案】

厚生労働省が示す「可能な限り既存の会議体を活用するものとする」方針を踏まえ、飯塚市地域福祉推進協議会をもって地域協議会の役割を果たすものとする。

2 社会福祉充実計画とは

社会福祉法人が決算時期に“社会福祉充実残額”を算定した結果、残額が発生する場合に、当該法人が残額を投入して実施する事業に関する計画。

社会福祉充実残額：社会福祉法人が決算（年度末における財産の保有状況等）に基づいて厚生労働省の定める算定式により算出するもの。法人にとっての“経済的余力”を表す。

3 地域公益事業とは

社会福祉法人が実施する公益事業の中でも、“日常生活または社会生活上の支援を必要とする事業区域の住民に対し、無料または低額な料金で、その需要に応じた福祉サービスを提供する”ことを趣旨として実施される事業。

4 地域協議会の開催に関する手続等の流れ

